

平成 23 年 8 月 12 日

各 位

株式会社 静岡中央銀行（社長 奥田 一）では、従来より「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識し、中小企業者のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅資金をご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対し真摯に対応してまいりました。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第4条及び第5条に基づく貸付け条件変更等の実施状況（平成21年12月4日から平成23年6月30日まで）につきまして、以下の通りご報告致します。

記

1 . 21 12 4 ) 23 6 30

お客さまが中小企業者である場合 単位：件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

	お申込み									
			実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	3,834 (100)	84,735 (100)	3,473 (90.6)	77,935 (92.0)	102 (2.7)	2,035 (2.4)	143 (3.7)	2,843 (3.3)	116 (3.0)	1,920 (2.3)
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	2,866 (100)	37,042 (100)	2,570 (89.7)	32,830 (88.6)	87 (3.0)	1,508 (4.1)	119 (4.2)	1,471 (4.0)	90 (3.1)	1,231 (3.3)

お客さまが住宅資金借入者である場合 単位：件、百万円(金額単位未満は切捨)、( )内は申込みに対する比率(%)

	お申込み									
			実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	211 (100)	4,204 (100)	175 (82.9)	3,622 (86.1)	15 (7.1)	355 (8.5)	11 (5.2)	133 (3.2)	10 (4.7)	93 (2.2)

平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 6 月 30 日までの詳細資料については、別表をご覧ください。また、各営業店に備え置きしてありますので、お気軽にお声掛け下さい。

別表 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客さま）

別表 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客さま）

別表 5. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客さま）

別表 6. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客さま）

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】

融資部 金融円滑化相談窓口（担当：河輪）TEL 055 - 962 - 2921

1

	21 12	22	22 6	22 9	22 12	23 3	23 6
	5,289	15,146	25,832	39,015	55,342	69,939	84,735
	1,340	12,564	22,497	34,259	49,193	63,069	77,935
	0	0	154	366	972	1,588	<sup>1</sup> 2,843
	3,855	1,830	2,047	3,071	3,781	3,752	2,035
	93	749	1,132	1,315	1,391	1,527	1,920
	379	5,473	8,718	14,277	19,956	27,002	32,830
	0	0	118	304	603	1,216	<sup>2</sup> 1,471

1  
2

3  
3

2,077  
1,260

2

	21 12	22	22 6	22 9	22 12	23 3	23 6
	175	692	1,200	1,779	2,475	3,175	3,834
	52	549	977	1,535	2,155	2,837	3,473
	0	0	15	33	64	113	<sup>3</sup> 143
	120	110	154	138	176	132	102
	3	33	54	73	80	93	116
	37	399	712	1,125	1,559	2,083	2,570
	0	0	14	29	54	101	<sup>4</sup> 119

3  
4

3  
3

112  
102

